

労働者派遣法の改正に関する意見書（案）

政府は、衆議院で審議中の労働者派遣法の改正案について、今国会での成立を目指している。労働者派遣法の抜本改正は、不当な「派遣切り」などの事態を繰り返させないためにも、重要な政治課題である。人間をモノのように使い捨てる社会でいいのかという根本的な問題に、国会がどのようにこたえるかが問われており、政府案をそのまま押し通すというやり方は、絶対に行うべきではない。

派遣切りに遭った労働者を参考人として国会に招いて意見を聴くことや集中審議、地方公聴会の開催を始め、国会において審議を尽くして、真に派遣労働者を保護する法律に修正する議論を行い、抜本的に改正することが必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働者派遣法の改正において、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 常用型派遣を禁止の例外としている製造業務への派遣は、形態を問わず禁止すること。
- 2 登録型派遣で禁止の例外としている政令で指定した26の専門業務を厳しく見直し、縮小すること。
- 3 政府案の「常用雇用」という表現は、短期雇用の更新で1年を超える見込みがあればいいという不安定なものであるため、「期間の定めのない雇用」と改めること。
- 4 違法な派遣があった場合、派遣先が直接雇用を行うみなし雇用の規定は、期間の定めのない契約とすること。
- 5 均等な待遇を行うとともに、施行日を公布後1年以内とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて